

広島県立

もんじょかん

文書館だより

NO.36



HIROSHIMA PREFECTURAL ARCHIVES NEWS

2012.3



右は「厳島大明神大鳥居再興造立交名帖序」(竹内家文書 6227「厳島大鳥居御再建二付郡中村々人別寄付銀并取計等覚書」), 左上は「厳島大鳥居再建二付寄附金約人別帖」(竹内家文書 6228-2), 左下は明治 28 年の「厳島祭礼式之図」(竹島浅吉氏収集文書 76)

県民の寄付で再建された厳島神社大鳥居

海中にそびえ立つ厳島神社の丹塗りの大鳥居は、宮島のシンボリックな存在です。この大鳥居は高さ約一六メートルで、樹齢四百年前後の楠の自然木が使われています。

厳島神社の鳥居が文献上で始めて確認されるのは、平清盛の援助を得て、佐伯景弘が現在の海上社殿を造営した仁安三年(一一六八)のことです。その後、数十年から百五十年の間隔で建て替えられ、現在のものは八代目で、明治八年(一八七五)の建立から今年は一三七年になります。

嘉永三年(一八五〇)の台風で大鳥居は柱が傾き、屋根が吹き落ちるなどの大きな被害を受けました。神社の造営修理を担当する大願寺住職亮学の安政五年(一八五八)「厳島大明神大鳥居再興造立交名帖序」(右上)によると、その再建援助を広島藩へ依頼しましたが、財政難の藩は「当国の貴賤男女に補助を乞うように」と指示したため、領民から寄付を募り、賀茂郡だけでも銀五貫六一七匁余を集めています。こうして元治元年(一八六四)に日向国から楠一本を購入、運搬することができました。

もう一本の柱の調達には困難を極めました。楠はなかなか見つからず、讃岐国で見つかった楠は幹の長さも周囲も足りませんでした。それに島内の楠で根継ぎをして使うことになりました。資金面では、明治政府教部省に再建を伺い出たところ、「地方のところにまかす」という回答で、政府からの経費支出はありませんでした。そこで、広島県令の協力を得てまた寄付金を募ることになり、県内各地に奉加帳が廻されました。左上は明治七年に第八大区(賀茂郡)吉川村の寄付金人別帳で、村民二六七名がわずかずお金を出し合って八円二二銭余を集めています。現在の大鳥居は県民の寄付によって再建されたといつてよいでしょう。

参考文献／『宮島町史』特論編・建築 (西村晃)

漢字字体史研究と文書資料

—「広」という字体は、いつから使用されていたのか—

東北大学大学院 山下 真里

新字体と旧字体

漢字の字体には新字体と旧字体と呼ばれるものがあります。例えば、「国」と「國」、「学」と「學」、「読」と「讀」という字体は、それぞれ前者が新字体、後者が旧字体と呼ばれる字体です。旧字体は主に戦前の印刷活字において使用されていた字体です。新字体は、現在使用されている字体ですが、これは一九四六年の「当用漢字表」の告示と一九四九年の「当用漢字字体表」によって活字でも使われるようになったもので、現在の「常用漢字表」にも受け継がれているものです。この字体は戦前においても手書きの場合に使用されていた字体を採用したとされています。つまり、新字体には、戦前に使用されていた略字体が採用されたのです。

「広」字の特殊性

新字体は、戦前に手書きの場合に使用されていた字体ですから、その多くは戦前の資料に字体を確認することができません。そればかりか江戸時代の資料に字体を確認できるものも少なくありません。

例えば、先に挙げた「国」「学」「読」という字体はすべて江戸時代の新井白石『同文通考』に見られます。このように新字体には、江戸時代の資料に見られる字体も多いのです。

しかし中には戦前までの資料に字体を確認することが難しいものもあります。このような字体は新字体の中でもごく僅かしかありませんが、そのような漢字の例として「広」が挙げられます。「広」という字体は非常に身近な字体ですが、他の新字体とは異なり、いつから使用されるようになった字体なのか、あまりはっきりしない字体なのです。これまでは、大正時代の学生のノートが起源だろうという推測や、広島県の原爆資料館の展示物などに見られることから近代以降生まれた字体だろうという指摘がなされてきました。

「広」字の出現時期

それでは、「広」という字体はいつから使用されていたか、明らかにするにはどうしたらよいでしょうか。「広」という字体は「広島」という地名で多く使用

されることから、広島県の文書を調査することによって、「広」という字体が使用されるようになった時期を明らかにできる可能性があります。そこで、広島県立文書館に収蔵されている文書を見ることにしました。たとえば、旧深安郡山野村（現福山市）の行政文書である明治20～30年の「寄留届」を見てみると、当然のように、図1、2に示すような、「廣島」という表記が多く見られました。

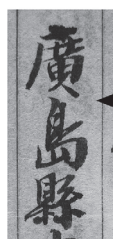
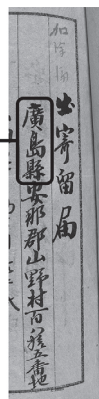


図1. 明治24年寄留届

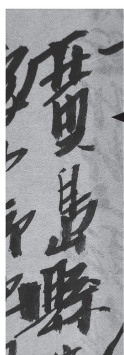
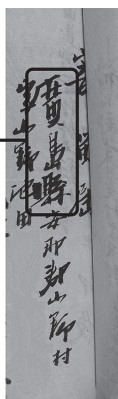


図2. 明治25年寄留届

それと同時に、一部資料に、図3のよう「広」という字体が使用されていることを確認することができました。この「広」という字体が見られた資料は明治24年に書かれたものです。

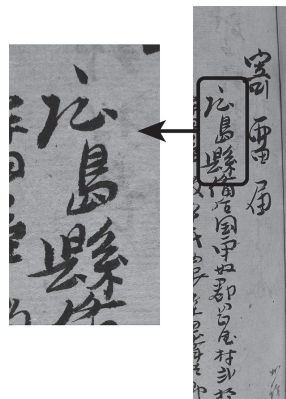


図3. 明治24年寄留届

つまり、戦前の資料には使用例を見出すことが難しかった「広」という字体が、広島の手書き文書では明治20年代から使用例を確認することができたのです。このようにして、旧山野村行政文書を調査した結果をまとめたものが表1です。

表1から、圧倒的に使用されているのは「廣」という字体であるものの、「広」という字体も見られることがわかりました。「広」の最古例は明治24年であり、その後も大正・昭和に亘って「広」という字体は使用されています。なお、旧山野村行政文書に旧字体の「廣」字を使用した表記が多く見られたのは、調査した資料が「寄留届」という役所に提出する類の書類であることから、正字とされている「廣」という字体が選択されやすかったためと考えられます。

これまで、漢字字体の研究では、明治以降の研究は少なく、なかでもこのような近代の手書き文書を利用した研究はあまり行われてきませんでした。しかし、近代の漢字字体の変遷を明らかにしてい

表1. 山野村行政文書に見られた「廣」の漢字

資料名	年代		廣	広
生死相続・送人寄留 [] 願・届綴込	明治9年	1876	15	
人民諸願届	明治22年	1889	4	
寄留届	明治20年	1887	14	
	明治21年	1888	13	
	明治22年	1889	2	
	明治23年	1890	20	
	明治24年	1891	9	1
	明治25年	1892	11	
	明治26年	1893	9	
	明治27年	1894	8	
	明治28年	1895	8	2
	明治29年	1896	54	12
明治30年	1897	63	5	
	不明		10	
寄留届書綴	大正5年	1916	1	
	大正6年	1917	84	10
	大正11年	1922	6	1
寄留届書綴	大正11年	1922	98	13
人民願届書綴	昭和17年	1942	52	1
寄留届書綴	昭和19年	1944	204	15
	合計		685	60

くためには、このような文書類を調査することが必要になってくると考えられるのです。

「広」という字体の出現要因

「広」は「廣」という字体の「黄」という部分を「ム」と省略した字体ですが、「黄」と「ム」は全く異なるものです。このように、全く異なる部分に置き換えて略字体を造ることは珍しいのですが、ではこのような「広」という字体の出現要因はどのようなことが考えられるのでしょうか。

このことを検討するにあたって、「広」という部分をもつ漢字「鉞」という字についても考えてみたいと思います。「鉞」という字体は、「鑛」という字体の略字で

すから、「鑛」の「廣」の部分を「広」としたものだと考えられます。「黄」↓「ム」のように全く異なる部分に置き換えて略字体を造っているのですから、「広」と「鉞」は、無関係ではなく、どちらかの漢字が先に成立し、その後、どちらかの漢字に影響を与えて成立した字体であると考えられます。それでは、「広」という字体が成立した後、「鉞」という字体が生まれたのでしょうか。それとも「鉞」という字体が成立した後、その影響を受けて「広」という字体が成立したのでしょうか。普通に考えると前者のように思えますが、私は、先に「鉞」という字体が生まれ、その影響を受けて「広」という略字体が生まれたのではないかと考えています。その根拠として、①字体のバリ

エーションと②「鉞」という字体の出現背景の2点が挙げられます。

①字体のバリエーション

まず、字体のバリエーションという観点から考えてみましょう。略字体「鉞」も、江戸時代以前には見られないもので、最も早い使用例は明治22年の資料に見られます。つまり、「鉞」は、確認している限りでは、「広」よりも古くからあるようなのです。広島県立文書館に所蔵されている鉞山に関する文書を調査すると、「鉞」という字体は大正時代から見られますし(図4参照)、また日立鉞山(茨城県日立市)、鹿折金山(宮城県気仙沼市)、細倉鉞山(宮城県栗原市)、小坂鉞山(秋田県小坂町)といった鉞山の手書きの文書においては明治20～30年代から見られる字体です。そして、この

「鑛」という漢字の略字体には、「鉞」や「鈇」、「鉞」という字体も見られました。つまり、「鑛」には略字体のバリエーションが豊富に見られたのです。一方「広」という字体には、「廣」と「広」以外に略字体のバリエーションは見られませんでした。仮に、「広」という字体の影響を受けて「鉞」という字体が成立したのならば、「鉞」という漢字の略字体は「鉞」という字体が見られ、多様なバリエーションは見られずです。しかし実際には、「鉞」という漢字には多くの略字体が見られるにもかかわらず、「広」という漢字の略字体は「広」という字体でした。

このことから、「鉞」という字体の影響によって「広」という字体が生まれた可能性が考えられます。

図4. 上半期金谷鉞山損益計算書・貸借対照表 (広島県立文書館蔵・八田家文書)

※探鉞費・採鉞費・撰鉞費・鉞石代という語において「鉞」という字体が使用されている。

②略字体の出現背景

次に略字体の出現背景について考えてみましょう。

「鉷」という漢字は、明治以降に非常に多く使用されるようになった漢字です。「鉷」は、「鉷山」「鉷物」「鉷石」などの熟語で使用されることが多い漢字ですが、このような熟語はいずれも幕末・明治期に生まれたものです。「鉷」という漢字は、このような「鉷」を含む語が幕末・明治以降増加したことにより、多く使用される漢字となりました。

この背景には、近代化に伴う鉷業の興隆があります。鉷業が発達したことで、鉷山関係の語彙が大量に必要なことの結果、「鉷」という漢字を含む語が多く造られ、特に鉷山関係者によって頻繁に使用されるようになったのです。ところが「鉷」の旧字体である「鑿」という字体は画数が23画もある複雑な漢字です。日常的に使用される漢字で、画数の多い漢字は略字が造られ、継承されていくことから、「鑿」という漢字に対して「鉷」という略字体が造られ、使用されるようになっていったのです。つまり、「鉷」という字体は、明治以降の鉷業の興隆を背景として生まれた字体であり、そのため、明治以降に略字体が出現する必要性があった字体であるといえます。

一方、「廣」という漢字は長年に亘り、使用されることが多い漢字でした。古代から使用頻度もある程度高い漢字であ

り、「鉷」という漢字のように、明治以降に急に使用頻度が高くなったというわけではありません。すなわち「鉷」という漢字のように、明治以降に略字体が出現する必要性はないわけです。

以上のことから、「鉷」という字体が生まれたことにより、それを利用して、同じ部分を持つ漢字である「広」という字体が生まれたという可能性が考えられます。

おわりに

これまで「広」という字体は、いつから使用されていたのかわからない字体でしたが、手書きの文書を見ていくことで、字体の出現時期や出現要因が明らかになりました。「広」は明治以降使用されるようになった字体であり、同じ部分を持つ漢字である「鉷」という字体の影響によって生まれた字体だったので、漢字は私たちの生活になくてはならないものですが、「広」という字体の例からもわかるように、その歴史は未だに明らかになっていないことも多くあります。そのような漢字の字体の歴史を明らかにするためには、今回調査を行ったような手書きの文書を調べることが不可欠です。このことから、文書館の資料は漢字の字体の歴史を教えてください。貴重な資料だといえるのです。

《文書館の仕事⑭》
災害時の資料レスキュー

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災では、一万五千人を越す方々が亡くなられ（行方不明も約三千五百人）、さらに直後の原発事故も重なり、多くの方々が未だに先の見えな避難生活を余儀なくされています。甚大な被害を受けられた被災地の皆様からお見舞いを申し上げます。

さて、今回の大震災では、大津波により多くの指定文化財だけでなく、膨大な民間の未指定古文書や、市町村の行政文書が濡れてカビが生じるなどの被害が出ました。これらを救出して乾かし、元通りにするレスキューのために、多くのボランティアが現地で活動を行いました。

しかし、大災害に限らず、想定外の災害は身近な場所にも潜んでいます。その例が平成二十三年五月十二日に発生した広島市立中央図書館「浅野文庫」の雨漏り事故です。

同日の午前九時半ごろ、図書館から当館へ連絡が入り、文書レスキューを支援することにしました。「広島歴史資料ネットワーク」（広島史料ネット）代表の久保隆史氏（久保清風堂）へも支援を要請し、当館で常備しているペーパータオルや消毒用エタノール、マスクなどを携帯して図書館へ急行しました（午後から

当館職員一名増員）。資料は濡れてから四八時間以内に乾燥させないと、カビが生じて資料が損傷するので、緊急に乾燥作業を行う必要がありました。濡れたのは帳面資料と絵図が中心で、完全に乾燥するまでには一〜二週間程度を要するため、まず絵図を広げる場所を確保しました。次に古新聞や不織布、扇風機などを準備していただいて絵図を広げ、帳面には間紙を挟んで水分を吸収させる作業を図書館の職員等と一緒にいたしました。対応が早く、何とかカビの発生を防ぐことができました。

当館でも、平成二十一年八月に中間書庫が雨漏りして段ボール一箱分の行政文書が水に濡れ、一部にカビが発生するという事故を経験しました。水に濡れた文書は大量でしたので、全職員が総出で乾燥作業を行いました。今回の図書館の事故でも、その処置の経験が生きることになりました。

平成二十三年九月十五日、当館と広島大学文書館とは、被災した場合には相互に職員を派遣したり、一時的に資料を受け入れたりするという内容の協定を結びました。県内自治体の資料館や、民間で保存されている資料が被災した場合でも、そのレスキューや修復作業を援助しますので、雨漏りや水害などの事故で資料が濡れるなどした場合は、できるだけ早急に当館まで御連絡ください。

（西村晃）

収蔵文書の紹介

広島県の公用文の左横書き化

公用文の横書き化への動き

公用文が縦書きから横書きになることについては、昭和十七年七月十七日に国語審議会が日本語の左横書きを定めた「国語ノ横書ニ関スル件」を議決し文部大臣に答申したことに始まります。しかし、この時は横書きが欧米的な性格が強いとの世論の反対が起こったため閣議決定が見送られ、横書きが実施に移されることはありませんでした。

本格的に横書き化への動きが始まったのは、昭和二十四年四月五日付けで内閣官房長官から各省庁大臣宛に発出された「公用文作成の基準について」の依命通達によるものでした。

その中で、「一定の猶予期間を定めて、なるべく広い範囲にわたって左横書きとする。」と通知され、同年九月一日に文部省が実施したのを初めとして、省庁ごとに期日を定めて文書が横書きに移行してきたようです。

一方、地方自治体は、東京都のように昭和二十五年四月に横書きを実施したところもありましたが、それから約十年後の昭和三十五年一月一日から自治庁（後の自治省）が横書きを実施したのを契機に、昭和三十年代後半にかけて、地方自治体の公用文の左横書きが一気に

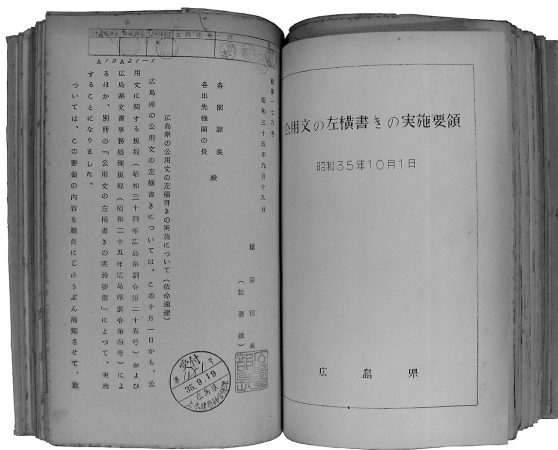
加速されました。

昭和三十五年五月三十日現在では、全国四十六都道府県のうち三十七都府県（八十%）が既に左横書きを実施しており、未実施は、北海道、青森県、山梨県、三重県、大阪府、和歌山県、鳥取県、広島県、愛媛県の九県と、早急に実施しなければならぬ情勢になっていました。

広島県の公用文の左横書きの実施

前述の状況から、広島県の公用文の左横書きは、昭和三十五年十月一日から実施されています。

広島県庁の書庫から文書館に移管された管轄課の法規例規（広島県行政文書 S01-2009-313）の中に、左横書きの実施がうかがえる行政文書がありました。



左上の写真は、昭和三十五年九月十九日付けで総務部長から各部長及び各出先機関の長宛に発出された「公用文の左横書きの実施について」の依命通達と「公用文の左横書きの実施要領」です。

「公用文の左横書きの実施要領」

公用文の左横書きの実施要領には、次の内容が記されています。

- 一 趣旨 広島県の公用文の左横書きの実施については、「公用文に関する規程」（昭和三十四年広島県訓令第二十五号）及び「広島県文書事務処理規程」（昭和二十五年広島県訓令第四号）によるほか、この要領の定めるところによる。
- 二 実施の期日 昭和三十五年十月一日
- 三 実施の範囲 次に掲げるものを除く公用文。条例、規則、訓令その他規程の形式をとる公用文並びに告示及び公告。法令など規定によって縦書きと定められているもの。他の官公庁で様式を縦書きと定められているもの。賞状、感謝状、祝辞、弔辞。その他総務課長が縦書きを適当と認めたもの。
- 四 用紙 本庁起案用紙甲、地方機関起案用紙乙、第一号用紙、第二号用紙（B4）複写第一号用紙、複写第二号用紙（B4）タイプ第一号用紙タイプ、第二号用紙（B4）
- 五 起案用紙の記入方法
- 六 公用文の用字、用語など
- 七 公用文の書式 指令書、往復文、証明書、賞状・表彰状などの記載例
- 八 公印 現在のものをそのまま使い、改刻するときに左書きに改める。
- 九 文書のとじ方及びファイルの仕方
- 十 封筒及びその書式
- 十一 はがき及びその書式

広島県の区切り符号「・」（コンマ）

現在、広島県の公用文の区切り符号は、「・」（コンマ）を使用することとされていますが、この「・」を使用すると初めて定められたのは、公用文の左横書きの実施要領の別紙十「公用文の用字、用語など」の説明文においてです。

ここでは、「・」を使用する場合は、整数の三桁ごとに区切り及び一つの文中で言葉の切れ続きを明らかにする必要のあるところに用いる。用い方は、縦書きの場合の「、」（テン）と同じである。と記されています。現行の「公用文に関する規程」（昭和五十七年広島県訓令第1号）にも「・」を使用することが踏襲されています。

文書事務取扱主任への説明会の実施

昭和三十五年九月二十日に本庁、福山地方事務所、三次地方事務所の三箇所、公用文の左横書きの実施に関する説明会が開催され、本庁及び地方機関の文書事務取扱主任を対象に、「公用文の左横書きの実施要領」が説明されています。

文書関係規程の一部改正

昭和三十五年十月一日付けで、広島県文書事務処理規程（昭和二十五年広島県訓令第4号）が一部改正され、稟議書から起案用紙甲に改められ、同年十月一日付けで、公用文に関する規程（昭和三十四年広島県訓令第25号）が一部改正され、関係規程の整備とともに、公用文の左横書きが実施されることになりました。

《メモ》 左横書きの「,」と「,」

公用文の中で横書き用読点を「,」とすることは、昭和21年3月に、当時の文部省教科書局調査課国語調査室によって発表された「くぎり符号の使い方（句読法）」（案）の「主として横書きに用ひるもの」の中で、「テンの代わりにコンマを用ひる」と定められたのが始まりである。

昭和26年の第12回国語審議会総会において、審議決定された「公用文作成の要領」に、「句読点は、横書きでは「,」及び「。」を用いる」と記されている。さらに、同年10月30日付けで国語審議会長から、時の内閣総理大臣と文部大臣に建議され、翌年の昭和27年4月4日付けで内閣官房長官から各省庁次官宛に、『公用文作成の要領』の周知徹底するよう依命通知が発出されている。

公用文で横書きの場合は、本来「,」を用いるとされているのであるが、一部省庁を除き、今日までこのルールはほとんど無視されてきた。

〔参考文献〕 「公用文作成の要領」 フリー百科事典ウィキペディア

（神原真一）

《収蔵文書展によせて》

広報資料からみた広島県政の歩み

—一九七〇～二〇〇〇—

広島県立文書館では、昭和四十年代以降の広島県政に係る広報写真約七万五千点を所蔵しています。これらの写真は、広島県の広報課から移管されたものですが、当館では、平成二十二～二十三年度に、広島県緊急雇用対策基金事業として、その整理とデジタル化を行いました。

今回の収蔵文書展「広報資料からみた広島県政の歩み—一九七〇～二〇〇〇—」では、この度整理した広報写真の一部を紹介するとともに、広島県が広報等の目的で刊行した各種の行政資料を併せて展示し、昭和四十五年（一九七〇）から平成十二年（二〇〇〇）に至る県政の歩みを跡付けます。

昭和四十八年（一九七三）のオイルショックを契機として、高度経済成長期は幕を閉じ、安定成長の時代に入ります。この年、広島県では、三期十二年務めた永野厳雄知事が退任し、宮澤弘知事が就任しました。宮澤県政では、物価の高騰や不況に苦しむ県民の生活を安定させるための対策に取り組むとともに、県民の健康・安全に重点を置き、福祉保健施策の拡充を図りました。

昭和五十年代には、「地方の時代」が喧伝（けんでん）されましたが、昭和五十二年

（一九七七）に策定された広島県新長期総合計画は、副題を「新しいコミュニティをめぐして」とし、「連帯と活力にみちた地域社会の形成」を県政の基本目標としました。同年には、コミュニティ振興課が新設され、高度経済成長によって失われた地域社会の連帯性を取り戻し、心の触れ合う近隣社会を作り出すことを目指しました。

昭和五十六年（一九八一）には、竹下虎之助知事が就任し、全国に先駆けて行財政改革を実施するとともに、県勢の活性化に向けて、社会資本の整備や産業構造の高度化・多角化などに取り組みました。昭和六十一年には、新たな長期総合計画「21世紀への道 広島県発展計画」を策定し、「活力と個性豊かな21世紀広島創造」を基本目標として、積極的な施策を展開しました。

時代が昭和から平成へと移り変わり、空前のバブル景気に沸いたこの時期には、新広島空港、山陽自動車道、中国横断自動車道等の高速交通網の整備が進められ、大型観光キャンペーン「Sun Sun ひろしま」や、「89海と島の博覧会・ひろしま」等が開催されました。県立歴史博物館や、県情報プラザなどの文化施設が整備され、中国四川省との友好提携をはじめとする積極的な国際交流が推進されたのもこの時期でした。

平成五年（一九九三）には、藤田雄山知事が就任し、バブル崩壊後の経済対策や、

平成六年の第12回アジア競技大会開催等に当たりました。平成七年には、新長期総合計画「ひろしま・新たな躍進へのプログラム」が策定され、「多彩な豊かさ」と活力の創造「日本で一番住みやすい生活県を目指して」を、県政の基本目標として、二十一世紀に向けた諸課題に取り組むことになりました。

本展では、上記のような三十年間の県政の推移を振り返るとともに、当該期における県内の大きな出来事や県民生活の様子についても紹介します。展示を通して、県政に対する理解と関心を深めていただければ幸いです。（荒木清二）



広島市基町長寿園地区再開発事業（昭和46年1月31日）



旧広島バスセンターと紙屋町交差点 (昭和45年11月6日)



大竹市の石油化学コンビナート (昭和44年11月)



広島テクノプラザ落成 (平成4年4月27日)

山陽新幹線岡山・博多間開業 [広島駅での式典]
(昭和50年3月10日)

建設中の新広島空港ターミナルビル (平成5年2月28日)

広島県民文化センターふくやまと福山市中心街
(平成3年9月9日)

収蔵文書展 広報資料からみた広島県政の歩み —1970～2000—

期 間 平成24年3月26日(月)～6月9日(土)
場 所 広島県立文書館展示室
関連行事 文書館講演会(収蔵文書展に関連した内容を予定)
期 日 平成23年6月2日(土) 13:30～15:30
場 所 広島県情報プラザ第一研修室
講 師 荒木清二(当館主任研究員)
申 込 電話・葉書・FAX又はEメールで
〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県立文書館
TEL 082-245-8444 FAX 082-245-4541
Eメール monjokan@pref.hiroshima.lg.jp



第12回アジア競技大会 [男子マラソン] (平成6年10月9日)

平成二十二年度に収集した古文書

石津他人氏収集資料(寄贈)

石津氏は、大正二年(一九一三)以降、安芸郡熊野・温品、広島市竹屋・尾長小学校などの教員を勤めた。資料はその在職中に使用、収集した小学校指導書や教科書一九一点。(請求番号二〇一〇〇一) 堀江家文書(寄託)

堀江家は双三郡布野村下布野(現三次市布野町下布野)の知波夜比賣神社の神主であった。文書は、神社関係以外の刊本・雑誌、辞令(他姓宛て)など一箱。(請求番号二〇一〇〇二)

兒玉家文書(寄贈)

兒玉家は慶長年間の初代甚助以来、安芸郡坂村横浜(現安芸郡坂町)に居住し、二代以降は、江戸時代坂村の庄屋・組頭で、幕末には安芸郡割庄屋なども勤めた。明治には矢野村・坂村戸長や、初代坂村長を勤めた。天保年間以降の同村庄屋文書、割庄屋の幕末御用留、船越・海田市

の新田開拓関係、町村制施行時の職務引継目録、明治の坂村政や町村組合・学校組合に関する文書など四九三点。(請求番号二〇一〇〇三)

藏田家文書(寄贈)

藏田家は文政年間以降、賀茂郡寺家村(現東広島市西条町寺家)や米満村庄屋、寺家村戸長などを勤めた。文書は寺家村・原飯田村年貢免状や和書類など

一四九点。(請求番号二〇一〇〇四) 宇野家文書(寄贈)

寄贈者の生家(旧美作国勝北郡東谷下村)で、寺子屋の手本などとして使用した庭訓往来などの往来本一二点。(請求番号二〇一〇〇五)

山田家文書(寄贈)

双三郡君田村泉吉田(現三次市君田町)の山田家にあつた六曲一隻の屏風一点。「広島縣」鑛山科「県の行政機関か」とある下張り文書が見える。(請求番号二〇一〇〇六)

井瀨氏旧蔵文書(寄贈)

広島女学校(現広島女学院)の附属小学校(当時は男女共学)で、寄贈者の父が使用していた尋常小学国語読本など教科書三点。(請求番号二〇一〇〇七) 橋本家襖下張文書(寄託)

芦田郡河佐村(現府中市河佐町)の橋本家にあつた襖一点。襖からは明治期の新聞などの下張りが見える。(請求番号二〇一〇〇八)

植田家文書(寄贈)

世羅郡東大田村(現世羅郡世羅町)の植田庄助氏は、明治三十年ごろに世羅銀行の設立に関わり、同二十三年と三十年には県内の貴族院多額納税者議員互選人

一五名のうちの一人となつた。文書二二〇点は明治期の同氏に関するものがほとんどである。(請求番号二〇一〇〇九)

このほか、佐伯郡大君村・田中家文書

(寄贈、二〇〇五一一)一点、高山等資料(二〇〇二〇三)四八点が寄贈され、山県郡加計村・井上家文書(二〇〇七〇九)四六二点が追加寄託された。

平成二十二年度の主なできごと

5月24日	文書調査員会議
6月1日	中国四国地区アーカイブズウィーク(7日)
6月4日	広文協総会
6月5日	文書館講演会
6月12日	古文書解説入門講座開講
6月16日	収蔵文書紹介展示「駐留軍と県行政」
7月7日	文書館のキャッチフレーズ決定
7月17日	続古文書解説入門講座開講
9月6日	県庁ギャラリー展示「広島県の歴史絵はがきと観光資料」
9月9日	県庁選別文書を中間書庫に搬入
9月9日	収蔵文書紹介展示「広島県の観光行政と観光パンフレット」
11月19日	保存管理講習会
12月4日	芸備地方史研究会の郷土史講座を後援(5月)
1月5日	収蔵文書紹介展示「広島藩における民衆教化と孝子奇特者褒賞」
2月2日	広文協研修会
2月25日	文書館だより第35号発行
3月28日	収蔵文書展「激動の時代 幕末維新の広島と古文書」開始
3月31日	文書館紀要第11号発行

利用案内

開館時間

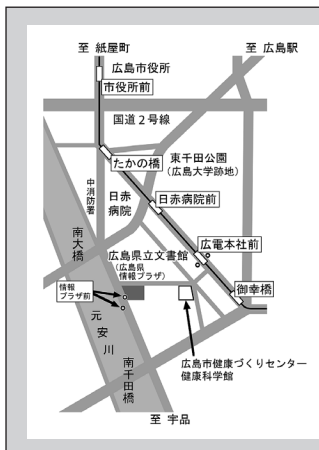
- * 月(金曜日) 9時~17時
- * 土曜日 9時~12時

休館日

- * 日曜日、国民の祝日及び休日
- * 年末年始(12月28日~1月4日)

交通

* 広島駅からバス(ベイシティ線)由広島港プリンスホテル方面行き)で「広島県情報プラザ前」下車、又は路面電車(紙屋町線)由広島港行き)で広電本社前下車約五〇〇m、県情報プラザ2階



広島県立文書館だより 第三十六号

平成二十四(二〇一三)年三月十六日発行
編集発行 広島県立文書館
広島市中区千田町三丁目七-四七
電話 〇八二-二四五-八四四四
FAX 〇八二-二四五-四五四一
ホームページ
<http://www.pref-hiroshima.lg.jp/site/monjikan/>

印刷 サンヨーメディア印刷株式会社